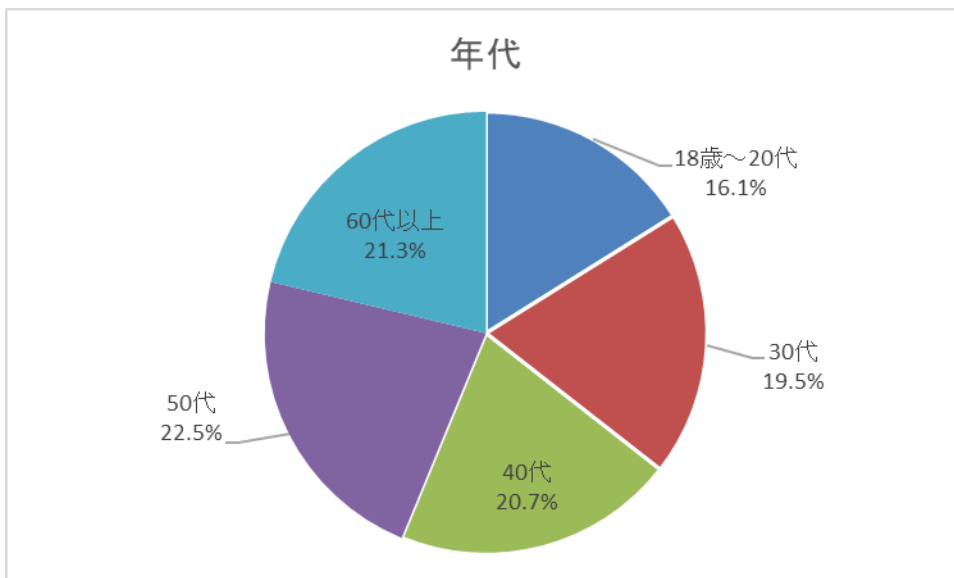
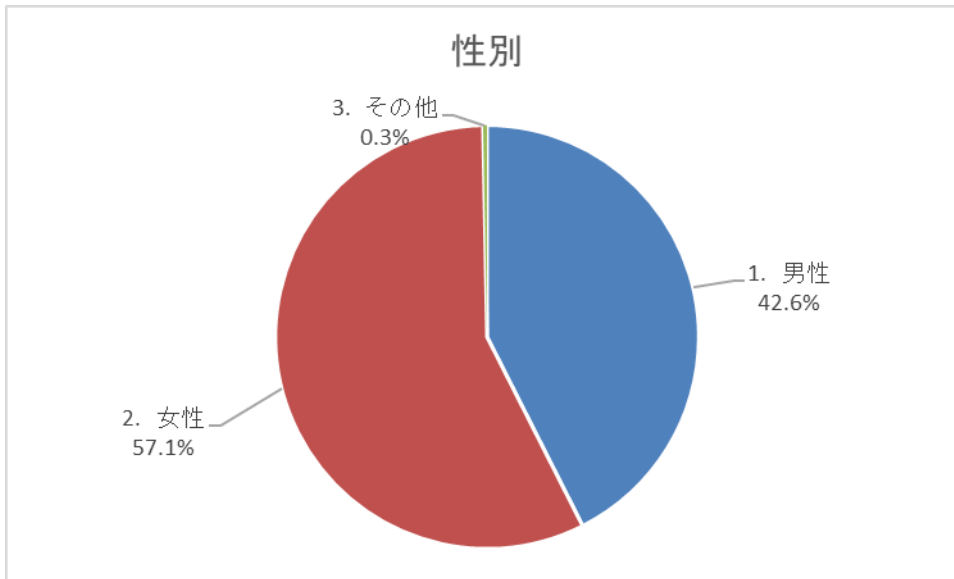


令和6年度 とよはしインターネットモニターアンケート調査結果

テーマ 「ヤングケアラーに関するアンケート調査」
調査期間 令和6年12月11日（水）～令和6年12月25日（水）
回答者数 329人
対象モニター数 400人
回答率 82.3%

※ 百分率の値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の合計が100%にならない場合があります。

【属性】



概 要

1.

本市では令和4年10月より愛知県のヤングケアラー支援事業（市町村モデル事業）を受託し、ヤングケアラーの周知啓発、理解促進を図るとともに、子どもが子どもらしく成長できるまちを目指して支援を展開しているところである。今回は、モニター調査における市民のヤングケアラーの認知度等を把握するためにアンケートを行った。

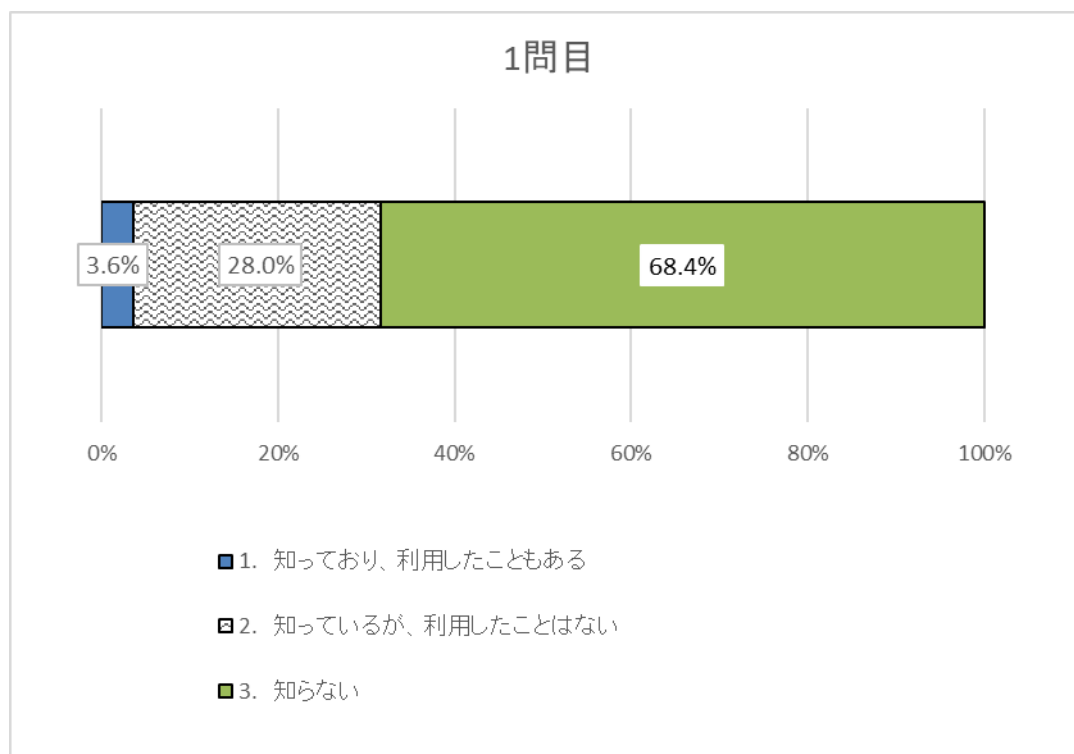
ヤングケアラーという言葉の認知度は90.6%、内意味を理解している人は69.0%と高く、ヤングケアラーだと思い当たる子ども・若者に対して支援しているとの回答もあった。

しかし、本市のヤングケアラー支援を担うこども若者総合相談支援センター“ココエール”の認知度は31.6%であり、ココエールがヤングケアラーの相談窓口であることの認知度は10.0%に留まった。

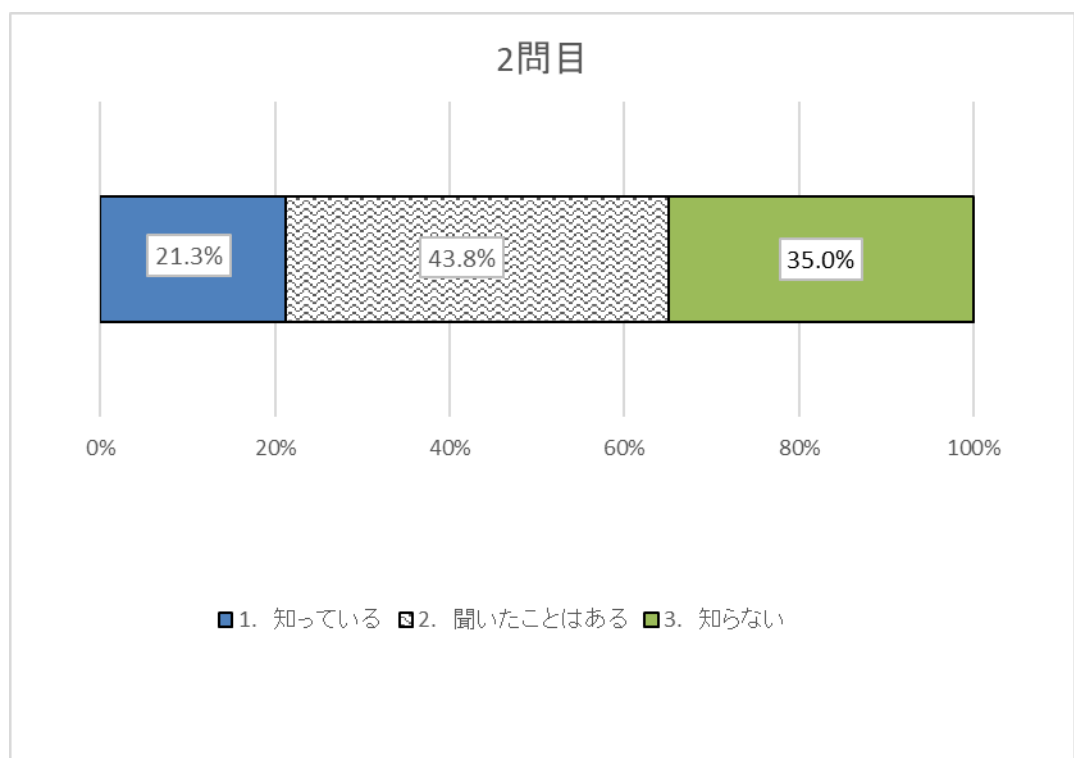
また、ヤングケアラー支援を行う上で大切な子どもの権利については、89.1%の人が子どもの権利は必要だと回答しているが、子どもの権利条約を知っている人は21.3%であった。

これらの結果より、ヤングケアラーの認知・理解は広がっているが、次の段階として、ヤングケアラーの支援や相談窓口をより多くの市民に知ってもらうための取組みが必要である。

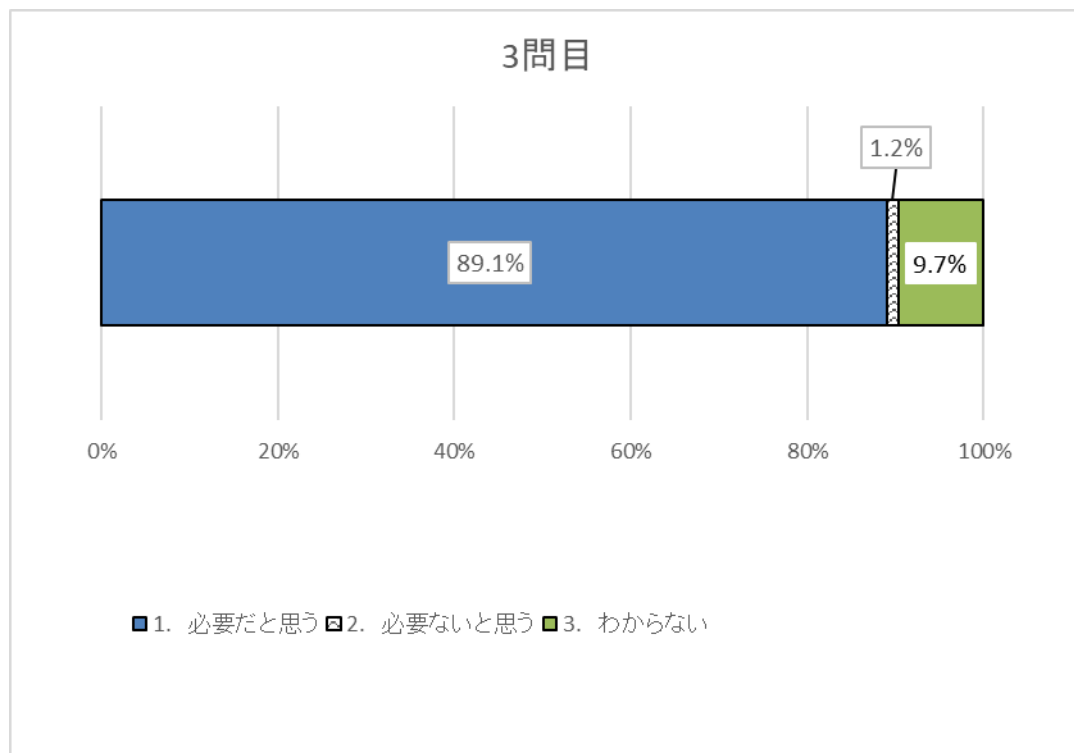
1 問目 こども若者総合相談支援センター「ココエール」を知っていますか。
【あてはまるものを1つ選択】(n=329)



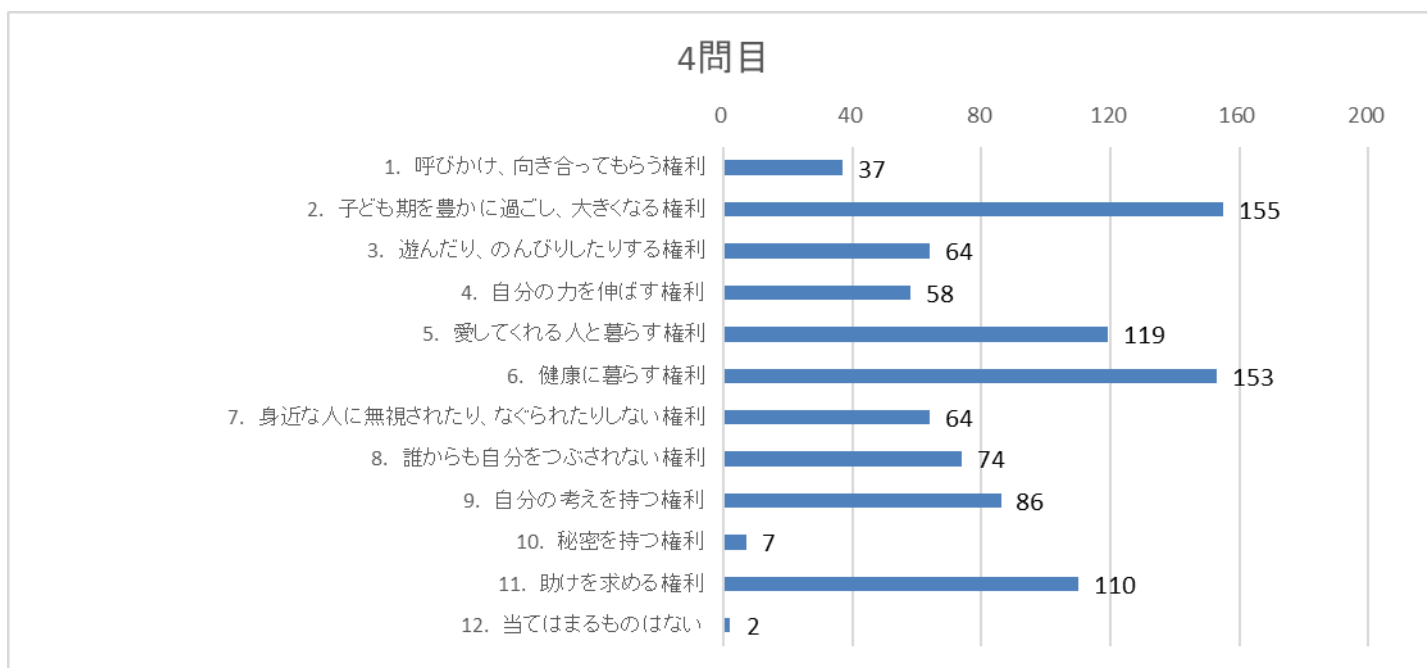
2 問目 「子どもの権利条約」を知っていますか。【あてはまるものを1つ選択】(n=329)



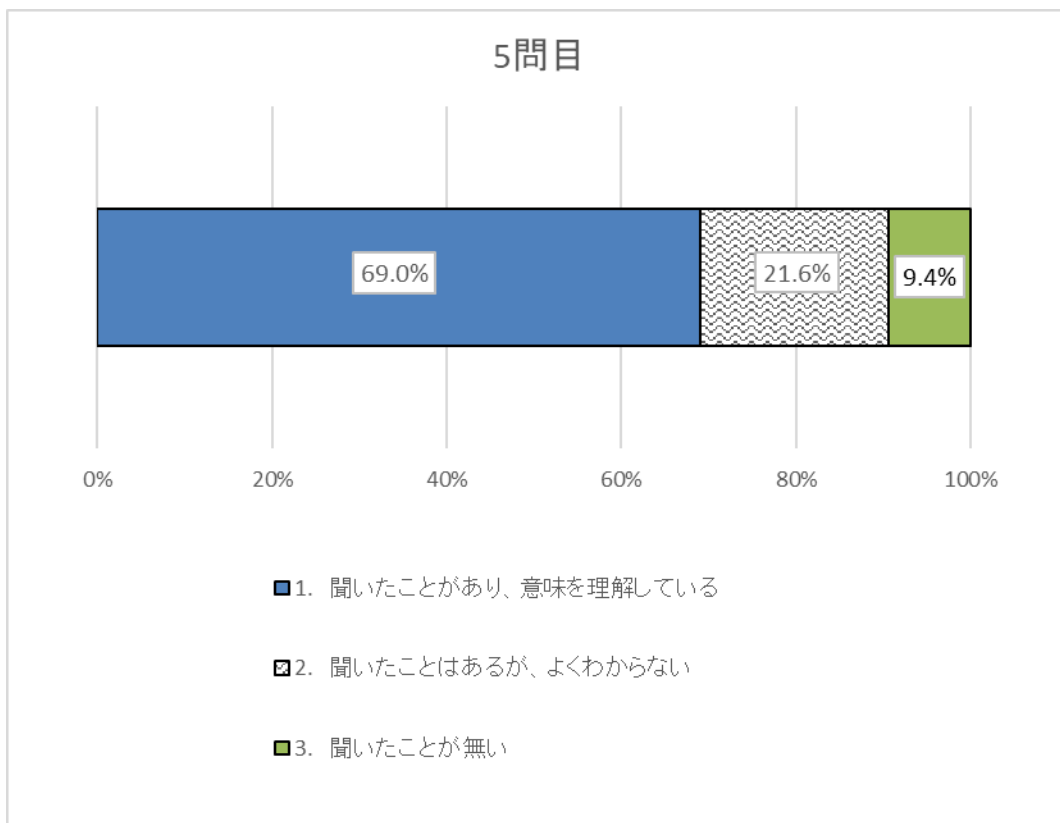
3 問目 子どもの権利は必要だと思いますか。【あてはまるものを1つ選択】 (n=329)



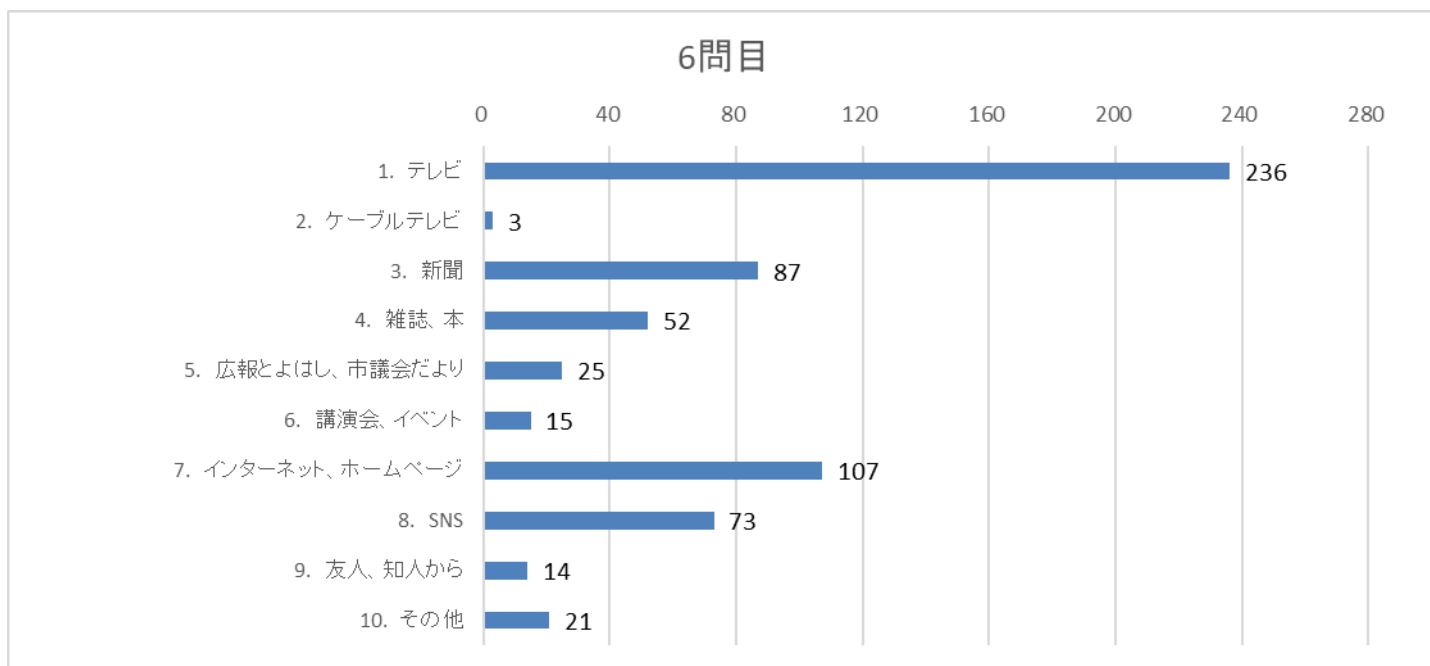
4 問目 子どもの権利条約では、子どもの権利として以下のものが定められています。その中で、特に大切だと思うものはどれですか。【あてはまるものを3つまで選択】



5 問目 「ヤングケアラー」という言葉を知っていますか。
【あてはまるものを1つ選択】(n=329)

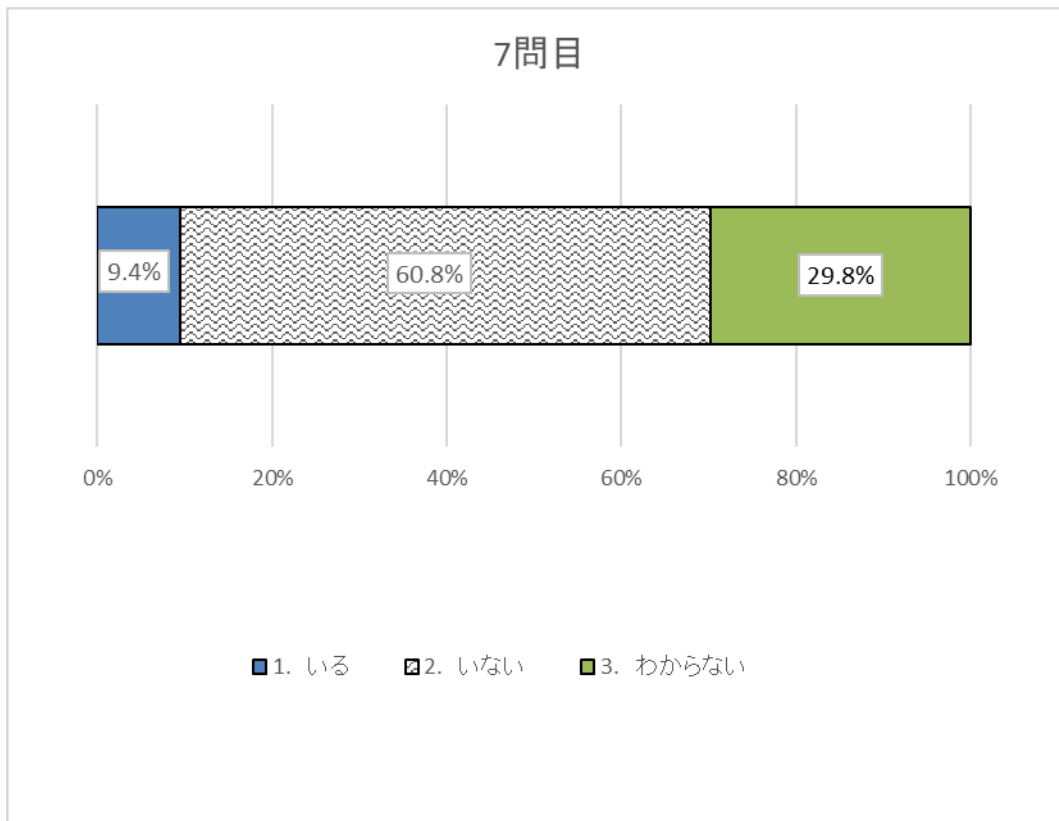


6 問目 「5 問目」で「1」「2」と回答した方にお聞きします。どのような経路でヤングケアラーを知りましたか。 【あてはまるものをすべて選択】

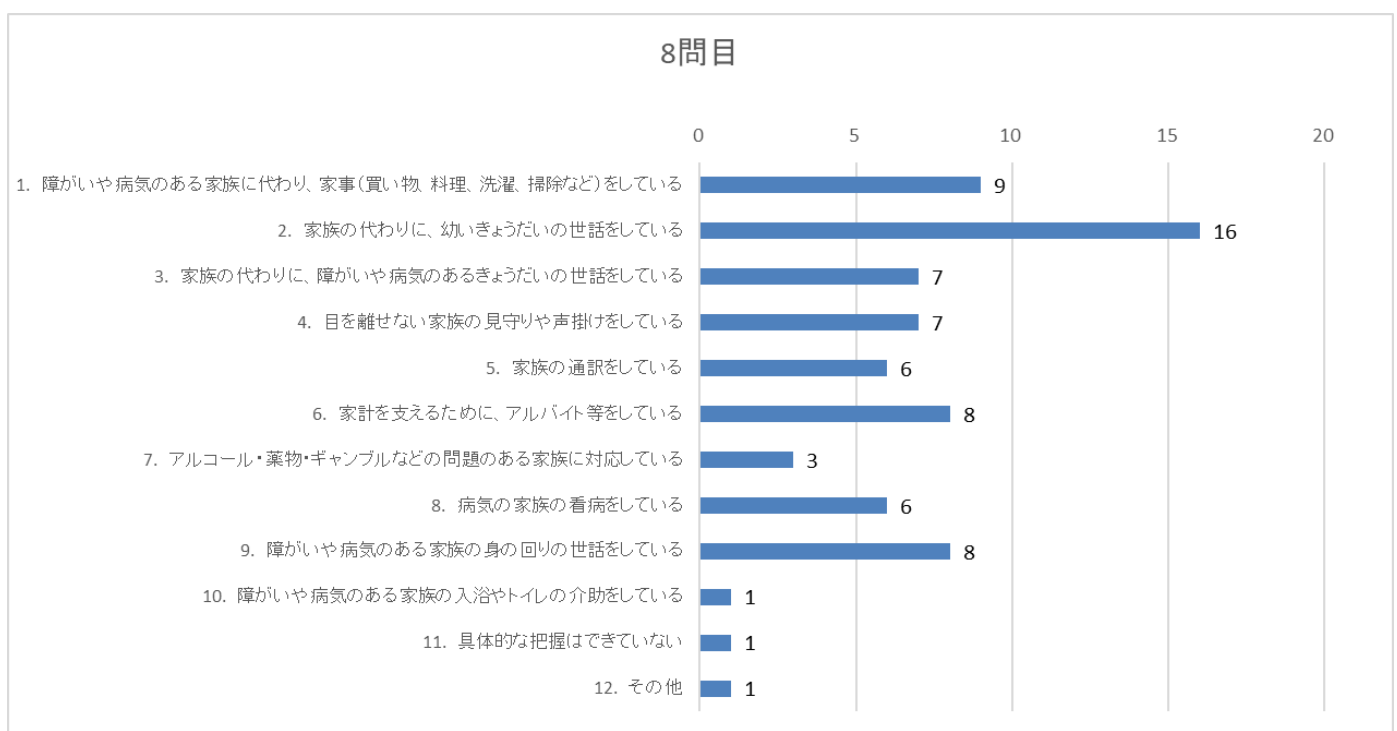


7 問目 身近にヤングケアラーだと思える子ども・若者はいますか。
【あてはまるものを1つ選択】(n=329)

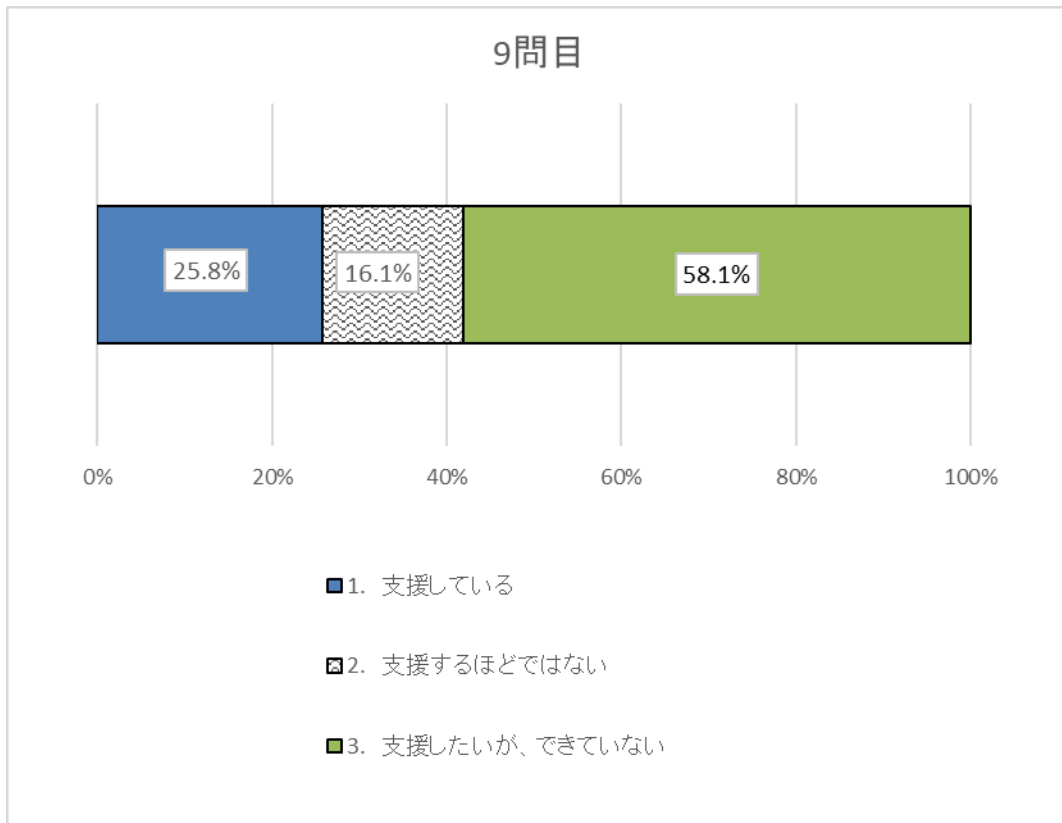
※ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のことです。重すぎる負担や責任によって、友人関係・学校生活・進路などに影響が出てきてしまいます。



8 問目 「7 問目」で「1」と回答した方にお聞きします。
ヤングケアラーに思える子ども・若者は、どのような状況ですか。
【あてはまるものをすべて選択】



9 問目 「7 問目」で「1」と回答した方にお聞きします。該当する子ども若者に対して、何か支援をしていますか。【あてはまるものを1つ選択】(n=31)



10 問目 豊橋市の「ヤングケアラーの相談先」がココエールであることを知っていますか。【あてはまるものを1つ選択】(n=329)

